

低所得世帯に対する生活支援特別給付金について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 概要

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、物価高騰による影響が大きい低所得世帯に対し、以下のとおり支援する方針が示されたことから、当該給付金の支給対象となる世帯へ支給するものです。

2 支給対象者等

令和5年12月1日（基準日）において、本市の住民基本台帳に記録されている者を対象とします。

支給対象者	支給額
令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の世帯主	7万円に、18歳以下の子 [*] 一人につき5万円を加算
令和5年度住民税非課税世帯の世帯主	18歳以下の子 [*] 一人につき5万円

※令和6年3月31日時点で18歳以下の子（平成17年4月2日以降生まれ）が対象です。

※基準日後に生まれた子についても対象となるため、対象世帯には個別に通知を送付します。

3 対象世帯数

約1,600世帯

4 支給方法

(1) 「生活支援特別給付金（3万円又は7万円）」の支給を受けた世帯

本市において、今年度実施した「生活支援特別給付金（3万円又は7万円）」の支給を受けた世帯について、本給付金の通知到達後、口座変更又は受給辞退の意思表示がない場合には、申請不要で登録済みの口座へ振り込むプッシュ式により支給します。

(2) 「生活支援特別給付金（3万円又は7万円）」の支給を受けていない世帯

ア 支給要件確認書による支給

転入世帯など、本市から「生活支援特別給付金（3万円又は7万円）」の支給を受けていない世帯又世帯構成、税情報に異動があるなど、改めて支給要件の確認が必要な世帯に対しては、「支給要件確認書」を送付します。内容の確認及び必要事項を記入した「支給要件確認書」の返送が必要です。

イ オンライン申請方式による支給（ファストパス制度）

確認書の返送手続の負担軽減及び早期支給のために、オンライン申請での受付（ファストパス制度）を併せて行います。通知に記載している二次元コード又は市ホームページから申請フォームにアクセスし、申請できるようにします。

5 通知時期、申請期限及び支給時期

支給方法	通知時期	申請期限	支給時期
4の(1) プッシュ式	令和6年2月上旬	<u>申請不要</u> 口座変更又は受給辞退の申請は令和6年2月22日（木）※郵送必着	令和6年2月末頃
4の(2)ア 支給要件確認書	令和6年2月下旬	令和6年5月31日（金） ※郵送必着	確認書到達から概ね2週間
4の(2)イ ファストパス制度		令和6年5月31日（金） 午後6時まで	申請確認から概ね2週間

※記載の時期は、いずれも現時点での予定です。変更がある場合は、別途お知らせします。

6 コールセンター及び申請受付会場の設置

- (1) 名称 武蔵村山市生活支援特別給付金コールセンター
- (2) 場所 中部地区会館 406会議室（市役所本庁舎4階）
- (3) 開設期間 既に開設中から令和6年5月31日（金）まで
- (4) 電話番号 0120-105-305
- (5) 開設時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

7 市民への周知

市ホームページ、各種SNS及び市報3月1日号で周知します。